

## ドラグショベルでつり上げたホッパーが落下し、下敷きとなる

この災害は、河川護岸工事で法枠ブロックに間詰コンクリートを打設する作業を行っている際に発生した。

災害発生当日、被災者ら8名の作業者は、現場代理人からの指示に基づき4名が河川右岸の法枠ブロックへの間詰コンクリートの打設作業に従事し、また他の4名がコンクリート打設作業に隣接した場所で整地作業に従事していた。

間詰コンクリートの打設作業は、

(1) ドラグショベルのアームとバケット接合部に、ワイヤロープ(直径12mm、長さ150cm)をかけ、ストレートシャックル(呼び径38mm)を使用してグラウトホッパー(縦、横1.2m、高さ1.05m、内容0.4m<sup>3</sup>の鋼板製、自重約500kg)をつる。

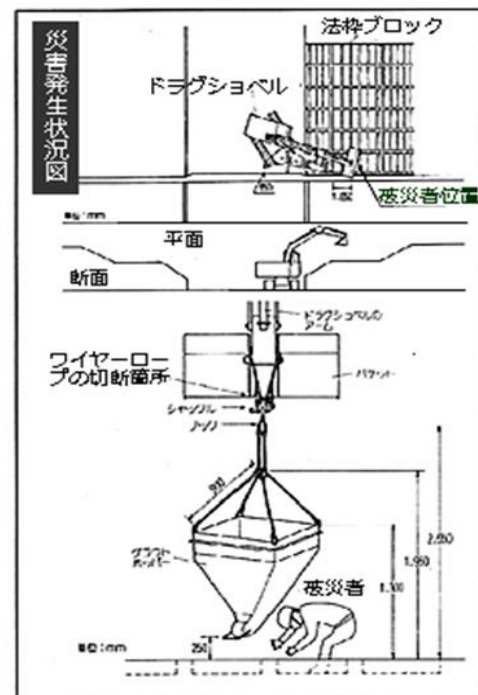
(2) コンクリートミキサー車から生コンクリートをグラウトホッパーに半分ほど入れる

(3) ドラグショベルでグラウトホッパーをつったまま河川右岸の法枠ブロックのコンクリート打設位置まで運び打設する。  
という方法で行っていた。

ドラグショベルでつったグラウトホッパーに、コンクリートミキサー車から生コンクリートを入れ打設位置まで運び、打設位置に待機していた作業者4名で打設作業を始めるため、グラウトホッパーから生コンクリートを出そうとしたが、生コンクリートが少量しか流れ出なかったため、作業を一時中断した。

この時、近くで別の作業に従事していた被災者Aは、グラウトホッパーから流れ出た少量の生コンクリートをならそうとして、つっていたグラウトホッパーの下に近付いた。

ドラグショベルの運転者は、グラウトホッパーの下にAがいるのに気づき、クラクションを鳴らしたが、その直後グラウトホッパーをつっていたワイヤロープが切断したため、グラウトホッパー(生コンクリート入り総重量約1トン)



が高さ約 25cm の高さから落下し、下にいたAの頭部に当たり死亡したものである。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグショベルのアームとバケット接合部にワイヤロープをかけ、グラウトホッパーをつり下げたため、ワイヤロープのアイの部分バケットの角の部分に当たり切断したこと
- 2 作業員がつり荷の落下により危険が生ずるおそれのある個所に立ち入ったこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 車両系建設機械を荷のつり上げ等、主たる用途以外に使用しないこと
- 2 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ運行経路、作業の方法等について作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと